

木酢液の検討状況について

1 木酢液の安全性に係る資料の収集・試験の実施状況

平成 16 年の時点で、標準的な木酢液の製造方法は定まっていなかったため、木酢液の安全性に係る既存の文献資料をそのまま安全性評価に用いることは困難であった。このため、農林水産省において一定の基準を作成し、その基準を満たす木酢液を用いて安全性試験（評価指針に規定されている急性経口毒性試験、変異原性試験及び 90 日反復経口毒性試験）及び水産動植物に対する安全性試験を実施した。

(1) 原材料

建築資材、家具等の廃材を除く木質原料(木材、竹材、オガ粉、樹皮等)とする。

(2) 製造方法

原料を炭化炉又は乾留炉により炭化する際に生じる煙を冷却して得られた液体であって次のいずれかに該当するもの

① 蒸留されたもの

② 炉の排煙口における温度が 80 ～ 150 °C の排煙を冷却して得られた液体を 3 ヶ月以上静置し、上層の油分と下層の沈殿部分を除く中間部分を採取して得られたもの

なお、これらの資料を農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会(以下「合同会合」という。)第 6 回会合において検討した結果、変異原性試験(復帰突然変異原性試験)の結果について指摘があったため、その上位の試験である小核試験を実施した。

2 木酢液の薬効・薬害に係る資料の収集・試験の実施状況

上記 1 と同じ理由により、木酢液等の農薬としての効果や農作物への安全性(薬害)を評価できる資料はほとんどなかったため、安全性試験に用いたものと同じ木酢液等を用いた薬効・薬害試験を実施した(第 6 回合同会合において結果報告済み)。

3 合同会合における検討状況

平成 17 年 8 月 31 日開催された第 6 回合同会合において、木酢液に関する薬効・安全性試験の結果とその取扱いについて審議を行った結果、委員からは、

- 1) 「木酢液」に含まれるホルムアルデヒドについては、IARC（国際ガン研究機関 The International Agency for Research on Cancer)での評価が「グループ 2 A」から「グループ 1」に上がっていることから、ホルムアルデヒドを含む物質の安全性については慎重に審議すべき、
 - 2) 原材料や製造方法の違いにより、成分のバラツキが生じるので、指定する際の条件について次回までに事務局で整理すること、
 - 3) 薬効については、実際に農家が現場で使用している状況に応じたより多くのデータを示すべき、
- 等の意見が出され、薬効・安全性について更なる検討が必要との結論に達したことから、継続審議とされた。

4 特定防除資材の検討対象とする木酢液の定義・規格等について

木酢液は、原材料や製法により品質がまちまちであり、製法によってはベンツピレン等の有害物質が含まれる可能性があることから、特定防除資材として指定の検討対象となる木酢液については、一定の定義・規格等が必要であると考えられた。このため、関係団体が原料や製造方法等についての木酢液の認証基準を策定し、この基準に沿って製造された製品を認証するシステムを検討中。

今後、木酢液の特定防除資材に係る取扱いについては、このような基準を満たすことを要件とすべきかどうかも含め検討する。

5 今後のスケジュール

4で示したように、現在、関係団体が特定防除資材の検討対象とすべき木酢液の定義・規格等の基準を検討中のため、今後、評価すべき木酢液について必要となる試験は、基準が定まった後に改めて確認する必要がある。

これらの試験結果を踏まえ、評価に必要な資料が整ったと判断された場合には、再度、合同会合において特定防除資材としての指定の可否等について検討を行う予定である。